

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第53回）

- 日時：令和2年12月27日（日） 午前11時30分～
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部、生活環境部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
境港市長、鳥取市保健所長、アドバイザー（鳥取大学 景山教授）
- 議題：
 - （1）症例報告について
 - （2）今後の対応について

県内における新型コロナウイルス感染症陽性者の確定について (80～84例目・第3報)

【80～84例目】

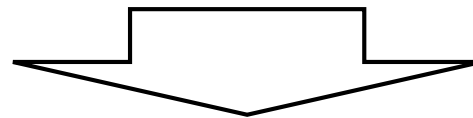
	性別	年代	居住地	職業	経過 (発症日又は検体採取日から2日前まで)	国外、県外 への移動歴	検査件数 (うち陽性)
80例目	女性	50代	西部地区				
81例目	男性	20代	境港市				
82例目	女性	40代	境港市				
83例目	女性	60代	境港市				
84例目	男性	60代	西部地区				

県内における新型コロナウイルス感染症陽性者の確定について

(85～87例目・第2報、88例目・第1報)

【85～88例目】

	性別	年代	居住地	職業	現在の 症状	経過 (発症日又は検体採取日から2日前まで)	国外、県外 への移動歴	検査件数 (うち陽性)
85例目	女性	60代	西部 地区					
86例目	女性	30代	西部 地区					
87例目	男性	非公表	西部 地区					
88例目	現在、確認中							



上記のうち、境港市内の同一施設で陽性者が7名確認されており、
クラスター条例に基づくクラスター発生と認められる。

対応方針

1. 陽性者対応

感染症指定医療機関もしくは入院協力医療機関に入院

2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- 接触者に対し、PCR検査を幅広く実施
- 感染源特定のため、発症前（無症状の方は検体採取日）2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県があった場合は情報提供を行う。

医療提供体制

1. 入院体制について(12月27日 12:00現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
313床	204床 (※1)	21人(※2)	6.7%	10.3%

(※1)現時点確保病床を臨時的に52床追加確保中(152床⇒204床)

(※2)入院予定の新規陽性者を含む

2. 宿泊療養体制について

1施設(66室)を開設済み

鳥取県版新型コロナウイルス警報

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	12/21～
西部地区	注意報	12/25～

【参考】注意報の発令基準：東部1人/週、中部1人/週、西部1人/週 に達した日（圏域単位で発令）
注意報の解除基準：注意報発令基準を下回った日の翌日

<感染防止対策の徹底、検査・医療体制の強化>

- 手洗い、マスク着用、換気等の感染防止対策の呼びかけ強化
- 保健所機能の強化（積極的疫学調査、相談対応）
- 医療提供体制に関する各種データの積極的公開
- 医療・福祉施設の感染防止対策の確認

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標			鳥取県 12月27日 12:00現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷 ※入院予定の新規陽性者を含む	① 病床のひっ迫具合	病床全体	現時点確保病床占有率 10.3% (21/204床)	25%以上
			最大確保病床占有率 6.7% (21/313床)	20%以上
	うち重症者用病床	現時点確保病床占有率 0% (0/44床)	25%以上	
		最大確保病床占有率 0% (0/47床)	20%以上	
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算		4人 (実数21人)	15人以上
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※12/20~26		0.9% (17/1,842人)	10%以上
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は12/20~26で集計		3人 (実数17人)	15人以上
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較		多い (17人/2人)	多い
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)		17.6% (3/17人)	50%以上

⑤の指標は目安を超えているが、感染拡大リスクを判断する上で重要な病床占有率は目安を大幅に下回っていることから、本県はステージⅢには達していないと考えられる。

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例に基づく今後の対応方針

感染者が利用していた施設で、新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが確認されたため、条例に基づき、以下のとおり対応します。

根拠条文と対応方針

（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

⇒**まん延防止のため、施設側に対して速やかな措置の実施について協議する。**

（公表）

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

⇒**全ての施設利用者と直ちに個別に連絡をとるよう条例にもとづき対処しているところ。連絡をとれないと判断すれば公表。**

（必要な措置の勧告）

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

⇒**施設の管理者が、第6条第1項に基づく対策を速やかに講じない場合は、施設の使用を停止し、感染防止対策を適切に講ずるよう勧告する。**

境港市内の接待を伴う飲食店でのクラスター発生について

境港市内の接待を伴う飲食店でクラスターが発生しました。12月20日（日）～24日（木）において、ご利用にお心当たりのある方はもよりの接触者等相談センター（各地区の保健所）までご連絡ください。

【接触者等相談センター（各地区の保健所）連絡先】

地区	電話	ファクシミリ (平日8:30~17:15)
東部（鳥取市保健所内）	0857-22-5625	0857-20-3962
中部（倉吉保健所内）	0858-23-3135	0858-23-4803
西部（米子保健所内）	0859-31-0029	0859-34-1392

※年末年始（12/29～1/3）も受付可能です。（24時間）

県民へのメッセージ

- ◆境港市の接待を伴う飲食店でクラスター(感染者集団)が発生したことについて、ご不安の方も少なくないと思います。
- ◆クラスター対策条例にもとづいてこれ以上の感染拡大防止に全力をあげているところです。
お心当たりのある方は、「接触者等相談センター」にご連絡いただきますようお願いいたします。
【接触者等相談センター】
[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029
- ◆新型コロナウイルス感染症は誰でもかかり得る病気です。私たちが闘う相手は新型コロナというウイルスであって人間ではありません。誰でも不安な気持ちを持っていますが、不確かな情報を基にした情報の拡散や、感染者、店舗等に対する誹謗中傷などはやめましょう。
- ◆誹謗中傷によって病気と闘っている方々が協力しにくくなることは感染拡大につながりかねません。患者、医療従事者やその家族などを温かく見守っていくことが感染の封じ込めに必要です。
- ◆感染者が回復された後も、地域全体で温かく包み込むように支えましょう。

人権配慮に係る県民へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症は、誰でもかかり得る病気です。私たちが闘う相手は、新型コロナというウイルスであって人間ではありません。

誰でも不安な気持ちを持っていますが、不確かな情報を基にした情報の拡散や、感染者等に対する誹謗中傷など、不当な扱いはやめましょう。

皆が、感染者等やご家族など、新型コロナウイルス感染症と闘う方々を応援し、私たち皆の温かい心でこのウイルスと正しく向き合う気運を醸成し、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支援しましょう。

県庁の対応

○西部総合事務所に「クラスター対策監」を派遣

クラスター事案に迅速に対応し、今後の感染拡大防止措置に万全を期すため「クラスター対策監」を派遣（12/27～）

- 米子保健所長と連携し、疫学調査等の対応を指揮
- 本庁（新型コロナウイルス感染症対策本部）との連絡調整

○保健所支援に向け総勢40名の応援態勢を継続

疫学調査への応援のほか、検体搬送、ドライブスルー検体採取、その他の応援を行うための体制を継続

- 県庁から職員を派遣（リエゾン、衛生技師、保健師等）
- 上記の業務のほか、陽性者の特性等も考慮し必要な人員を配置

○今後クラスター分析のため、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームを派遣